

## 『教言卿記』の修補記録と復元文書について

はじめに

### 一、書誌

当部には、山科教言自筆の日記『教言卿記』卷子本十二巻、冊子本十二冊を所蔵する。このうち卷子本は、過去に文書を反故にして繕い紙とし、欠損部分を補った修補が行われている。しかし、本書の現状は経年のため破損・摩損が著しく、このままでは更に損傷が進行することが考えられるため、新たに修補を行った。この際、卷子本の繕い紙を剝がし、反故文書の復元を試みたところ消息等に復元することができた。

小稿は、修補前の状況・修補方法と復元までの過程、そして消息の内容について報告するものである。なお、「五、繕い紙の内容検討」は、当部小森正明氏の協力を得た。

後小松天皇応永十二年（一四〇五）から同十七年（一四一〇）三月までの六年間の山科教言（嘉暦三年〔一三二八〕～応永十七年〔一四一〇〕）自筆本。卷子本十二巻（自応永十二年五月・至応永十四年三月）、冊子本十二冊（自応永十五年五月・至応永十七年三月）からなる。この他、山科家の雑掌大沢久守が康正二年（一四五六）に教言の日記から楽關係の記事を抄録した『応永年中樂方記』一冊が付されている。

卷子本は、縦約三〇・五糎の消息・具注曆の反故。二箇月乃至一季間を一巻として仕立てられている。表紙は後補で厚手の楮紙。その左端に「教言卿記 応永十二年五 六月」とある。

冊子本は、三〇・〇糎×二三・五糎前後の袋綴本。原表紙は厚手の楮紙（消息の反故）。中央に、「応永十四 丁亥 五月小六月大七月小」と記し、左下に「愚記（花押）」と教言が自署している。現在は原表紙の上に後補の白表紙が付されている。<sup>(1)</sup> 本文用紙は、卷子本と同じく消息を

反故にしたもの。その第一巻、応永十二年五六月の巻頭に「酉 応永十二年五月十五日 五月大 此間記録引失、仍自今日注之」とあって、それ以前の記は、既にその当時佚したものであることが判る。

## 二、修補前の状態

(一) 卷子本は、前述のように一度修補されているが、その後の虫喰い・摩損等の損傷がある。また、修補の際継ぎ直しをされているため、文字が継ぎ代の中に重なり判読できない所がある。また、天地の大きさも裏文書の具注曆の大きさに揃えたため、反故の消息類は天地が裁断されているものがある。原表紙はなく後補の表紙があるが、八双・巻紐は付けられていない。軸も巻末の状態から見て当初からなかったものと考えられる。

(二) 冊子本は、卷子本と異なり修補された形跡はなく、虫喰い・摩損が卷子本より多く、本紙の大きさにも出入りがある。後補の表紙は一枚の白紙を前から後にまわし、本紙の背にあたる右端上下にそれぞれ二ヵ所に穴を明け、紙縫で綴じたもので外題はない。この表紙は柳原紀光が付したと云われているが、卷子本の後補の表紙と比べると外題もなく紙質も異なり、紀光が付したものは考えられない。卷子本にならって後人が付けたものであろう。

## 三、修補方法

卷子本はかつて行われた修補において、繕い紙が欠損部分より必要以上に大きく貼られているため、裏文書の文字部分にかかり判読できない箇所が多いことや、本紙の厚みと繕い紙の厚みが異なることに起因する損傷があること等の理由により、繕い紙は全て剥がし新たに修補した。

修補の方法は、本紙に中世の紙に多く見られる薄い紙が多いので、この特徴を失わないよう虫損直しを行った。この際、文字に繕い紙がかからないよう表と裏の両面から修補をした。また、各本紙の厚みが異なり、そのまま成巻すると厚い紙と薄い紙の継ぎ目に折れが生じ、損傷の原因となるので薄い本紙には総裏打を行ったが、折れが生じない最小限の厚みとなるようにして、本紙の風合を損なわないよう配慮した。更に本紙の全ての天地部分に楮紙を一種一・五種付け足し、本紙の保護と曲がりを調整したが、継ぎ目の重なりは原装時の状態に戻した。また、後補の表紙が付けられたものに新たに裂表紙(青系の絁絹)と軸を付けた。軸は杉の白太。これに本紙保護のため、軸木に西の内紙を巻き軸を太くし、本紙の軸巻紙を付けた。

冊子本も表と裏の両面から虫損直しを行い、本紙の大きさの出入りはそのままとし、後補の表紙は取りはずして保存することとした。そして原装の表紙の綴穴に紙縫で結び綴じとした。なお繕い紙は、卷子本・冊

子本共に本紙と同じ楮紙で色・厚みが近似した古紙を使用した。

#### 四、繕い紙の復元

卷子本の破損部分の繕い紙の中から墨付きのある紙片を、後掲のように「応永十二年五・六月」(六紙片)・「応永十二年十・十一・十二月」(四十紙片)・「応永十三年(一四〇六)三・四・五月」(一紙片)・「応永十三年七・八月」(二紙片)・「応永十四年正・二月」(一紙片)の五巻から五十紙片(白紙を含め)得られた。この繕い紙は、修補の最初の行程であるクリーニング及び繕い紙の剝離作業を行った結果、冊子本を反故とした断片と推察されたので、全巻修補作業の終了まで白紙を含めて別置保存をすることとした。<sup>3)</sup>これを紙質・紙厚により分け、更に漉簀と簀の編糸の跡から紙片を分類し、文字や文意の繋がりから復元を試みた。得られた繕い紙の状態は次の通りである。

(一) 応永十二年五・六月と同年十・十一・十二月と応永十三年四・五月及び七・八月の四巻より得た中で墨付きのある九紙片は、楽閑係の記録断簡と推測される(次項参照)。

(二) 応永十二年十・十一・十二月の一卷から得た内の二十紙片は、八紙片からなる一通の消息と九紙片からなる礼紙一紙に復元できなかった。この消息は差出人は不明であるが、宛所は大沢彦左衛門となつている(その他三紙片は白紙)。

(三) 応永十二年五・六月と同年十・十一・十二月及び応永十四年正・二月の三巻の内の六紙片は一連のものであることが明らかになったが、他の紙片は不明である。

(四) 応永十二年五・六月と同年十・十一・十二月の三巻の内の墨付き十五紙片は、本文七紙片と残り八紙片から二紙に復元できた。両紙は消息と礼紙であると思われる。<sup>4)</sup>

#### 五、繕い紙の内容検討

ここでは、『教言卿記』の繕い紙として検出されたもののうち、記録の断簡(一)・消息一通として復元されたもの(二)との二点について言及したい(巻末図版一(1)・二(2)③)。この他いくつかの消息断簡が見い出されているが(三・四)、いずれも断片的なものであり、内容について検討することは不可能なので、これらは除外させていただく。しかし、その筆跡からみて、室町後期を下らないものと考えられ、いずれも同時期のものと考えて差し支えないと思われる。

はじめに、記録の断簡について言及する。これらの断簡に出て来る人物は、「義仁」「実秀朝臣」「御所作」「景房」等である。「義仁」は、光厳天皇の皇子である義仁親王(生年未詳)応永二十年(一四一三)と考えられる。義仁親王は、箏の名手として知られ、『後常瑜伽院御室日記』に「義仁親王(中略)仙洞箏御師範也」と見える人物である。また、

「実秀朝臣」は、正親町実秀（嘉慶二年〔一三八八〕～永享四年〔一四三二〕）のごことと思われる。実秀は、『秦寧相承血脉』に「当今一従一位実秀」とみえ、後小松院より箏の伝授を受けている。このように義仁親王・正親町実秀という人物の存在を考えると、「御所作」の主体は、後小松院（永和三年〔一三三七〕～永享五年〔一四三三〕）とみて差し支えない。以上の諸点から義仁親王―後小松院―実秀という楽の師弟関係が浮かんでくる。また、「景房」は、山井景房（生年未詳）～応永三十四年〔一四二七〕）であり、楽家の一流山井氏と考えられる。この他、泛龍舟・平蛮楽・舞立等の記事から、これらは楽関係の記事であることが推測される。

このように、後小松院や義仁親王等が参会しての会であり、これらの人々が生存中の会であるなどの点から、関連の記事を探してみると、『教言卿記』 応永十六年三月十五日条に、次のような記事を見出すことができる。

十五日（中略）

一、今夜禁裏御楽、笙御所作・花山院大納言・宗量朝臣（松本）・経良朝臣（田原）

・為秋（豊原）・家秋（豊原）・益秋（楊梅兼形）、筆篋兵部卿・季英、

笛宗敦朝臣（山井）・景房（大）・景親、

琵琶義仁親王・孝継朝臣、

箏御所作舞立時・義仁、同・実秀朝臣

鞆鼓為秋・大鼓景親、

一、黄鐘調、蓮花楽・喜春楽序・同破・泛龍舟・平蛮楽（御所作）・

海青菜（花山院）・鳥急（宗景朝臣）（中略）

一、舞立（下略）

これは、禁裏で行われた御楽の記事であるが、傍線部分のA～Fに注目するとA・C・E・Gの記述が巻末図版一―(1)イの部分に対応し、B・D・Fの記述がロの部分に対応することが判る。ハは、ロの一部分と同一であると考えられる。

以上の点からイ～ハは、応永十六年三月十五日の記事の一部であった可能性が高いと云えよう。しかし、これらが虫損修補のための用紙として使用されている点や『教言卿記』中に同日の完結した記事が現存している点、また筆跡も教言のものでない点などから、これらの断簡はこの記事を書写した際の反故紙と推測される。

また、巻末図版一―(1)ニについては、「甲子」の干支に注目して、現存の『教言卿記』中にその手がかりを求めてみると、同じく応永十六年三月二十一日条に次の記事を見出すことができる。

廿一日

（中略）

一、裏松殿箏一張賜之、聊飭歎、内裏へ入見参也、（下略）

この記事を一見すると明らかかなようにニとはほぼ対応できる内容を持つものと考えられる。『教言卿記』は、日付とこの記事の間に二つの記事が入っており、ニのように日付の下に直接この記事は入っていないので

ある。このことは、この断簡を書き写した人物は、二十一日の記事のうち裏松殿（重光）に筆が下賜された記事を意図的に書き抜いたものであったことが窺われるのである。

この様に見てくると、断簡イニは、共に楽関係の記事であるという共通性を持つものと考えられる。山科家は、装束を司った家であると共に、笙の家としても知られる楽の家でもあった。『教言卿記』等の当主の日記に、楽関係の記事が頻出するのはこのためである。これらの諸点を考えあわせると、これらの断簡は『教言卿記』応永十六年三月十五日及び二十一日条の抜き書きの一部であったと断定できる。そしてその抜粋の目的は、楽関係の記事を書き抜こうとしたものと考えられる。こうした点に注目するとき想起されるのが、山科家の雑掌大沢久守（永享二年〔一四三〇〕～明応七年〔一四九八〕）が編纂した『応永年中楽方記』（一名『教言教興卿記』）の存在である。この記録は、康正二年（一四五六）に久守が教言・教興二代の当主の日記から、楽関係の記事を抜粋して編纂したものであり、自筆本が伝来している。その久守自筆本と、先の断簡の筆跡とを比較すると同一のものと認められる（図版一―(1)参照）。同書中に所引された『教言卿記』の応永十六年三月十五日条と二十一日条とは同一の半丁内に書かれており、記事を子細に比較すると、断簡の方には一行の脱落が認められるなど、書き損じの反故紙であった可能性がある。また、断簡ロ・ハは同一の内容を持つところから、二度書きしてしまった可能性もあろう。以上のことから、記録の断簡は久守

が『応永年中楽方記』を編纂した際の反故紙であったと考えられる。

次に、消息について言及する。復元された消息は以下のとおりに判読される（巻末図版二―(2)③）。

其後久不申承候、何等之御事共御渡候哉、不断御床敷候、就其連々承候、榻事、令申候処、中御門うち去年車皆具先約子細候、如何候哉、適承候処ニ、不立御用事、背本意由□□とて候、何様不□以参此等之趣、可申述候、恐々謹言

三月十七日

□□

〔礼紙ウワ書〕（切封墨引）

大沢彦左衛門殿

□□

この消息は、大沢彦左衛門に宛られたものであるが、この大沢氏は大沢久守と考えられる。久守の残した『山科家礼記』には、久守は「大沢彦左衛門尉」「彦左衛門」等と見えることから裏付けられる。内容から年代を推定することはできなかったが、記録断簡の書写が康正二年以降と推定されることから見ると、その前後の年のものであると考えられる。しかし、現存の『山科家礼記』中には関連の記事は見出しえなかったが、牛車及び榻の貸借のことなど雑掌としての事務的な連絡のための来翰であったと思われる。差出人については、判読しえなかった。

## おわりに

これまでの検討から、『教言卿記』の修補は大沢久守の手になるものとの推測が可能となろう。既述のように久守が『応永年中楽方記』を編纂したのは、康正二年のことであった。教言の日記は、没年の応永十七年まで残されており、同書の編纂時には既に四十七年余を経過していたのである。この五十年に近い歳月の間に『教言卿記』も虫損等の被害を蒙っていたであろうことは想像に難くない。久守は、編纂の途次虫損の補修を意図し、手元にあった消息や反故紙等を利用して、修理を施したのではあるまいか。その時期も『応永年中楽方記』が編纂された康正二年をさほど下らない時期であったと考えられるのである。

以上、『教言卿記』の修補を通じて、文書等を繕い紙として修補された史料を再修補するに当たっては、その繕い紙にいたるまで十分な注意を払って修補を進める必要があることを、改めて感じた次第である。即ち、これらの繕い紙を検討することによっては、修補の時期を推測できる場合もあり、また繕い紙そのものの歴史の一断面を語ってくれる場合もあるのである。小稿で報告したような事例も存在することを考慮していただき、史料の保存・修補を行っていただくことを喚起するために、ここに報告させていただく。

(吉野敏武)

## 注

- (1) 『図書寮典籍解題 歴史篇』によると、卷子本・冊子本の後補表紙は柳原紀光が整理したときに付けたもので、ここに記された外題も紀光筆とある。
- (2) 冊子本と異なり卷子本の原装には表紙がない。そのため紀光が整理した際、卷子本に表紙を補いここに外題と所収年月を記し、一方原表紙が付いている冊子本は、そのまま整理したものと考えられる。
- (3) 当部では、修補において繕い紙や表紙裏の旧裏打紙等に文字があるもの、または必要と認められた白紙はその資料の附属品として保存している。
- (4) (一)～(四)の紙片は全て復元した消息・礼紙と共に、一巻の卷子本に成巻した。